

平成 年 月 日

保護者 様

京都府立須知高等学校
校長 平田 茂

出席停止について

届出がありました感染症の学校感染を防ぐため、学校保健安全法第19条により出席停止といたします。学校医又は主治医の治療を受け、治癒するまで登校しないようお願いいたします。※出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。

<医師から登校許可を受け、最初に登校する日に提出するもの>

- ①「治癒証明書（保護者記入）」
- ②「薬の説明書（医療機関名・日付が入ったもの）」（※診断書をもらう必要はありません）

2つを必ず持参して、保健室で手続きを済ませたのち、教室に入ってください。「治癒証明書」なしの登校は認められません。保健室で確認して、「出停取扱届」の用紙を生徒に渡します。生徒は、「出停取扱届」に必要事項を記入し、保健部印をもらった後、担任の印、次に各教科担当の印をもらって、最後に教務部に提出します。これは、登校後、1週間以内に行ってください。

-----切り取り線-----

治癒証明書（登校許可書） ※保護者記入

平成 年 月 日

京都府立須知高等学校長 様

年 組 番 氏名

保護者名 印

1 病名： _____

2 発病：平成 年 月 日 解熱：平成 年 月 日

3 出席停止期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(医師の指示)

4 学校を休んだ期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受診した医療機関名

電話番号

-----ここまで記入してください-----

保健部 年 月 日 印

〈学校保健安全法〉

第19条：校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

要約：学校感染症の「種類」と「出席停止の期間」

第一種（12種類）：治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ

第二種（9種類）：次の通り。ただし、医師が認める時はこの限りでない

- (イ) インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等を除く）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（発症日・解熱日を0日とし、翌日から1日目と数える。発症後6日目、解熱後3日目から登校可能となる）。
- (ロ) 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- (ハ) 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
- (ニ) 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹を発見した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- (ホ) 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
- (ヘ) 水痘にあつては、すべての発しんが、痂皮化するまで。
- (ト) 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- (チ) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎は、症状により感染の恐れがないと医師が認めるまで。

第三種：感染の恐れがないと医師が認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他（ウイルス性肝炎、りんご病、ノロウイルス、マイコプラズマ感染症など）